# 平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び 津波災害に関する要望

平成 23 年 7 月 16 日

岩手県災害対策本部 本部長 達 増 拓 也 岩 手 県 知 事

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に 想像を絶する壊滅的な被害をもたらしました。

本県では、国及び関係市町村と緊密な連携を図りながら、全力を 挙げて復旧・復興対策に取り組んでいるところですが、次の事項に ついて要望いたしますので、特段のご配慮をお願いします。

記

#### 1 放射性物質を含んだ廃棄物処理について

放射性物質を含む下水汚泥、浄水発生土及び焼却灰について、 放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg以下のものは、一定の管理の もと、管理型最終処分場に埋立処分できることとされたが、国に おいては以下のことに取り組むこと

- (1) 安全性に関する説明責任を果たし、国民の理解を得ること
- (2) 下水汚泥等以外の廃棄物全般について、統一的な基準を示すなど、放射性物質を含んだ廃棄物処理のための新たなスキームを構築すること

## 2 災害廃棄物(がれき)の早期処理に向けた支援ついて

- (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金について、仮置場の土地購入 費、大企業の事務所の解体費用についても発災日までの遡及を 含めて補助対象とするとともに、県を補助事業者として認める など対象要件を拡大し、地方に財政的負担が生じないようなも のとすること
- (2) 去る6月20日に「岩手県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物処理の基本的考え方を取りまとめたが、全量を期限内に地域内処理することが困難であることから、他の都道府県の協力も得ながら、広域処理を進めることとしている

特に、災害廃棄物についても、放射性物質が含まれている懸念があり、当初受け入れを表明している自治体が慎重姿勢となっていることから、国による広域的な調整・支援を強化すること

### 3 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援について(「新たな 再生可能エネルギー導入促進基金」の制度創設)

岩手県内には、太陽光や風力、地熱、木質バイオマスなど、多様かつ豊富な再生可能エネルギー資源が賦存しており、これら再生可能エネルギーの利活用を進め、地域特性に応じた自立・分散型エネルギーシステムを先導的に導入し、特に今回被災した三陸地域においては、災害に強いまちづくりを進めることとしているこのため、再生可能エネルギー導入促進に向けた新たな基金創設への支援措置を講じること

#### 4 陸中海岸国立公園の災害復旧について

陸中海岸国立公園は、全国から多くの利用客が訪れる本県の重要な地域資源であり、従前から県や市町村が補助金等で整備してきた自然公園施設の早急な復旧が求められている

国立公園に関する公園事業は、平成 17 年度から国が直轄で行うこととされたが、対象地域等が限定されているほか、県に対する補助金が廃止されたところである

ついては、直轄事業の対象を拡大して被災施設を復旧するとと もに、対象から外れた施設についても補助金を創設する等、積極 的に支援すること

また、先般国が、新「三陸復興国立公園(仮称)」を軸とした被災地域の復興方針を打ち出したが、被災地復興には、早急な自然公園施設の復旧とともに、今般の災害を教訓とした災害時に活用できる施設の整備等が不可欠であることから、方針の早期具体化を図ること